**令和５年度 大阪府母子保健運営協議会　議事概要**

**１ 開催日時**：令和５年10月27日（金）午後１時から午後３時

**２ 開催方法**：Web開催

**３ 出席委員**：11名（委員定数15名、定足数８名であるため有効に成立）

出席委員：笠原会長、芦田委員、上野委員、大薗委員、河﨑委員、高委員、馬場委員、

平山委員、光田委員、村上委員、柚木委員

**４　議題**

**（１）成育基本法の改定について**

　資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課から説明

　【資料２】成育基本法の概要

　【資料３】成育医療等基本方針に係る府の取り組みについて

　【資料４】成育医療等基本方針に基づく評価及び評価指標

（都道府県ｱｳﾄｶﾑ指標のみ抜粋）

＜質問意見等＞

○ 資料４の項目１「妊産婦死亡率」で大阪府の現状値は「0.0」となっているが、実際は「0.0」ではないと認識している。実情に合っていないのでは。

（事務局）

妊産婦死亡率の数値は人口動態統計からとっており、国の指標となっている「令和3年度」の数値については、大阪府は「0件」であったが、それ以外の年度については残念ながら「０件」ではないと認識しており、統計にも表れている。

〇 成育医療等基本方針では大変幅広い分野の指標が示されているが、大阪府としてどのように取り組んでいくか、そういった方針はあるのか。

（事務局）

幅広い項目になっているため、１つの計画を策定するのではなく、関連する計画において、しっかりと施策に取り組んでいただきたいと考えている。その中で最も関連が深いのは母子保健であることから、本協議会で指標に対する進捗状況等をご報告させていただきたい。

〇 10代の人工妊娠中絶率、性感染症罹患率については、大阪府の指標を設定していない。こちらの項目は他府県の方も含む数値となり、大阪府としての数値を算定できないということは理解するが、大阪府の指標としては「●割程度改善する」など、計画に組み込めるのでは。

（事務局）

数値としての指標は設定していないが、計画の中では文中に取り組みを記載しており、大阪府としても国と同じ方向で進めていきたいと考えている。

〇成育基本法の対象年齢について、大変幅広い年代が対象となると解釈できる。

従来の行政の仕組みの中で「子ども」と「若者」を一緒にケアする制度はない。

大阪府の組織として成育基本法を取り扱う部署がつくられるのか。

（事務局）

　成育基本法は、成育過程にある者、その保護者、妊産婦という幅広い方を対象としており、年齢の定義はないため、幅広い世代の方に向けた施策展開が必要と認識している。関連法令としても教育から医療、男女共同参画といったかなり幅広いものとなっているので、これらを全て1つの部署で解決するというのは難しい。それぞれの部署と成育基本法の理念を共有し、各部署で取り組むことが必要であると考えている。

**（２）プレコンセプションケアについて**

　資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課から説明

　【資料５】プレコンセプションケアについて

＜質問意見等＞

〇プレコンセプションケアを周知していくにあたり、ポピュレーションアプローチも考えてほしい。ポピュレーションアプローチをするとなると、学校教育に入っていくしかない。教育委員会と話をさせていただく場があれば大変ありがたい。

（事務局）

教育庁の中でも包括的性教育ということで取り組んでいると聞いている。今後も連携を図って取り組んでまいりたい。

〇伴走型支援に関連して、市町村の担当者はグリーフケア等の支援に苦慮している。おおさか性と健康の相談センターでの活動をぜひ周知してほしい。

〇大阪府助産師会では大阪市の委託を受け、中学校50校への思春期教育を行っており、委託以外にも、当会の事業として中学校、高等学校6校の思春期教育を担当している。大阪府としてもプレコンセプションケアをぜひ中学校、高等学校の学校教育まで広げてもらいたい。

**（３）府保健所における市町村母子保健支援について**

　資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課から説明

　【資料６】府保健所における市町村母子保健支援について

＜質問意見等＞

〇1か月児健診と5歳児健診が公費で行われるようになると聞いている。特に5歳児健診については3歳児健診で確認できなかった軽度な発達障がい等を発見する機会と捉えているようだが、健診後はどのように対応していくのか。

（事務局）

発達障がいについては、現在も乳幼児期での早期発見に取り組んでいる。障がい

の度合いに応じて療育部門につなぐことになり、保健師を中心に障がい担当部局と連携をとってフォローしていただくことになると考えている。

〇児童虐待防止対策事業では医療機関と市町村との連携体制の構築等に取り組んでいただいているが、医療機関からの児童虐待の報告は非常に少なく、例年2％、３％しかない。本事業を開始してから医療機関からの通告は増えたか。

（事務局）

　ご指摘のとおり医療機関からの報告は非常に少ないものの、本事業の実施を通じて小児科がない病院からも通告していただいたという事例もご報告いただいている。そういった意味では一定の効果があったと考えている。

**（４）HTLV-１　母子感染対策について**

　資料に基づき、高委員から説明

　【資料７】HTLV-1母子感染予防対策について

（事務局）

〇市町村の母子保健主管担当の職員向けの研修会でもマニュアル第２版が改定されたことを高委員から講義いただいた。市町村にはHTLV-1の母子感染検査で陽性となった方への支援をお願いしているが、令和4年度において支援が必要となったケースはないと認識している。今後も引き続き、市町村への情報提供・周知を行っていく。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上